

山梨県公報

号外第七十四号

平成十五年

十二月十九日

金 曜 日

目 次

条 例

山梨県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例	四
山梨県一般職の任期付職員を採用及び給与の特例に関する条例	四
北杜市の設置に伴う関係条例の整備に関する条例	六
山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	七
山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	七
山梨県手数料条例の一部を改正する条例	八
山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例	九
山梨県食品衛生法施行条例等の一部を改正する条例	九
山梨県飼料検定条例及び山梨県総合農業試験場手数料条例の一部を改正する条例	一
山梨県流域下水道の設置に関する条例の一部を改正する条例	一
山梨県風致地区条例及び山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	一
山梨県知事等の給料の特例に関する条例	三
山梨県議会議員の報酬の特例に関する条例	三

条例のあらまし

山梨県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例(条例第五十八号)(情報政策課)

1 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の制定に伴い、次に掲げる事項について定めることとした。

- (一) 電子証明書発行手数料
- (2)(1) 発行手数料の納付義務
- (2)(2) 指定認証機関への発行手数料の支払

- (3) 指定認証機関が定める発行手数料の額の算定基礎
- (二) 署名検証者に対する情報提供手数料
- (1) 情報提供手数料の納付義務
- (2)(2) 指定認証機関が定める情報提供手数料の額の算定基礎
- (三) 委任

2 この条例は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の施行の日から施行することとした。

山梨県一般職の任期付職員を採用及び給与の特例に関する条例(条例第五十九号)(人事課)

1 地方公共団体の一般職の任期付職員を採用に関する法律等の規定に基づき、次に掲げる事項について定めることとした。

- (一) 任期付採用をすることができる場合として、次の要件を設けることとした。
 - (1) 高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合
 - (2) (1)のほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために特に必要であるとき。
- (二) 任期付職員の任期は、最長でも五年以内とすることとした。
- (三)(一) (1)により採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)の給与については給料、特定任期付職員業績手当及び適用除外手当を設けることとした。
- (四) その他必要な事項を定めることとした。

2 この条例は、平成十六年四月一日から施行することとした。

北杜市の設置に伴う関係条例の整備に関する条例(条例第六十号)(市町村課)

1 北巨摩郡明野村、須玉町、高根町、長坂町、大泉村、白州町及び武川村を廃し、その区域をもって北杜市を設置することに伴い、次に掲げる条例について規定の整備を行うこととした。

- (一) 山梨県建築基準法施行条例
- (二) 山梨県立学校設置条例
- (三) 山梨県公営企業の設置等に関する条例
- (四) 山梨県立八ヶ岳牧場の設置及び管理に関する条例
- (五) 山梨県立少年自然の家設置及び管理条例
- (六) 山梨県立農業大学の設置及び管理に関する条例

(七) 山梨県行政機関の設置に関する条例
 (八) 山梨県屋外広告物条例
 (九) 山梨県立まきば公園設置及び管理条例
 (十) 山梨県立八ヶ岳自然ふれあいセンター設置及び管理条例
 (十一) 山梨県立フラワーセンター設置及び管理条例
 (十二) この条例は、平成十六年十一月一日から施行することとした。

山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第六十一号)(市町村課)

1 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律及び山梨県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の施行に伴い、当制度を円滑に運営していくため、次に掲げる事務の権限を市町村に委譲することとした。

(一) 電子証明書の発行手数料の徴収
 (二) 徴収した発行手数料の指定認証機関への支払

2 この条例は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の施行の日から施行することとした。

山梨県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(条例第六十二号)(人事課)

1 勸奨等による勤続二十年以上の退職者に対する退職金について、次に掲げる改正を行うこととした。

(一) 調整率を百分の百四に引き下げることとした。
 (二) 最高支給率を五十九・二八に引き下げることとした。
 (三) 平成十六年一月一日から同年九月三十日の間については、調整率を百分の百七、最高支給率を六十・九九とする経過措置を設けることとした。

2 勤続四十四年を超え山梨県職員の退職手当に関する条例第四条の規定に基づき退職した者の支給率を五十九・二八とすることとした。

3 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の設立に伴い、勤続期間の通算規定を整備することとした。

4 この条例は、平成十六年四月一日から施行することとした。ただし、2については、同年十月一日から施行することとした。

山梨県手数料条例の一部を改正する条例(条例第六十三号)(財政課)

1 地方公共団体の手数料の標準に関する政令等の一部改正に伴い、経営規模等評価手数料及び総合評価値通知手数料について次に掲げる改正を行うこととした。

(一) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、別表第一に規定する経営事項審査手数料をこれらの手数料に改めることとした。

(二) これらの手数料の額を次のとおり定めることとした。

(1) 経営規模等評価手数料 八千円と二千三百円に評価に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額
 (2) 総合評価値通知手数料 四百円と二百円に通知に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額

(三) 建設業法の一部改正に伴い、別表第二の経営事項審査手数料及び別表第三の指定経営状況分析機関への納付に係る規定を削ることとした。

2 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、貸金業者登録申請手数料及び貸金業者登録更新申請手数料について次に掲げる改正を行うこととした。

(一) これらの手数料を別表第二から削り、別表第一に規定することとした。
 (二) これらの手数料の額を十五万円とすることとした。

3 次に掲げる手数料について規定の整備を行うこととした。

(一) 経営状況分析手数料
 (二) 肥料登録手数料
 (三) 肥料登録更新手数料
 (四) 優良宅地造成認定申請手数料
 (五) 優良住宅新築認定申請手数料
 (六) 特定住宅用地認定申請手数料
 (七) 譲渡予定価額審査手数料
 (八) 特定の民間再開発事業認定申請手数料
 (九) 特定民間再開発事情認定申請手数料
 (十) 地区外転出事情認定申請手数料

4 この条例は、平成十六年一月一日から施行することとした。ただし、1及び3(一)については、同年三月一日から施行することとした。

山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例(条例第六十四号)(環境整備課)

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、手数料の対象となる事務の根拠規定を整備することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例(条例第六十五号)(衛生業務課)

1 食品衛生法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、次に掲げる条例について規定の整備を行うこととした。

(一) 山梨県食品衛生法施行条例

(二) 山梨県行政機関等の設置に関する条例
 (三) 山梨県手数料条例

(四) 山梨県一般と畜場の構造設備の基準に関する条例
 2 1 (一)については食品衛生法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成十六年二月二十七日)から、1(二)から(四)までについては公布の日から施行することとした。

山梨県飼料検定条例及び山梨県総合農業試験場手数料条例の一部を改正する条例(条例第六十六号)(畜産課)

1 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部改正に伴い、次に掲げる条例について規定の整備を行うこととした。

(一) 山梨県飼料検定条例
 (二) 山梨県総合農業試験場手数料条例

2 この条例は、公布の日から施行することとした。
山梨県流域下水道の設置に関する条例の一部を改正する条例(条例第六十七号)(下水道課)

1 桂川流域下水道の一部供用開始に伴い、次に掲げる改正を行うこととした。

(一) 流域下水道の名称は、桂川流域下水道とすることとした。
 (二) 流域下水道に接続する公共下水道の処理区域に存する市町村は、富士吉田市、都留市、大月市、西桂町及び上野原町とすることとした。

2 この条例は、平成十六年四月一日から施行することとした。
山梨県風致地区条例及び山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第六十八号)(建築指導課)

1 風致地区内における建築等の規制の基準を定める政令の一部改正等に伴い、次に掲げる改正を行うこととした。

(一) 山梨県風致地区条例の一部改正
 (1) 許可を要する行為として、屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積を加える。

(2) 許可の基準として、次に掲げる規定を設ける。

イ 追加
 (イ) 建築物の新築については、敷地が造成された宅地又は埋立て若しくは干拓が行われた土地であるときは、木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる

土地の面積の当該敷地の面積に対する割合を十パーセント以上とすること。
 (ロ) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積については、堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少

ないこと。
 □ 変更
 宅地の造成等については、木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の宅地の造成等に係る土地の面積に対する割合を十パーセント以上とすること。

(3) 許可に代えて協議を必要とする団体について、次の表の上欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる団体をそれぞれ同表の下欄に掲げる団体に改める。

イ	都市基盤整備公団	独立行政法人都市再生機構
ロ	環境事業団	独立行政法人環境再生保全機構

(4) その他規定の整備を行う。

(二) 山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部改正
 事務を処理する市町村から甲府市を削る。

2 この条例は、平成十六年四月一日から施行することとした。ただし、1(一)(3)については、同年七月一日から施行することとした。

山梨県知事等の給料の特例に関する条例(条例第六十九号)(人事課)

1 一般職の県職員等の給与改定等にかんがみ、平成十六年一月一日から平成十七年十二月三十一日までの間、次の表の上欄に掲げる特別職の職員等の給料については、それぞれ当該給料の額から同表の下欄に掲げる率を当該給料の額に乗じて得た額を減額することとした。

知事	百分の五
副知事	
出納長	
公営企業管理者	百分の三
教育長	
常勤監査委員	

2 この条例は、平成十六年一月一日から施行することとした。
山梨県議会議員の報酬の特例に関する条例(条例第七十号)(人事課)

1 一般職の県職員の給与改定等にかんがみ、平成十六年一月一日から平成十七年十二

月三十一日までの間、次の表の上欄に掲げる県議会議員の報酬については、それぞれ当該報酬の額から同表の下欄に掲げる率を当該報酬の額に乗じて得た額を減額することとした。

議長	百分の五
副議長	百分の四
議員	百分の三

2 この条例は、平成十六年一月一日から施行することとした。

条例

山梨県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例をここに公布する。

平成十五年十二月十九日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県条例第五十八号

山梨県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(発行手数料)

第二条 法第三条第二項に規定する申請者は、同条第七項の規定により電子証明書（同条第六項に規定する電子証明書をいう。以下同じ。）の提供を受ける際、法第三十四条第四項に規定する発行手数料（以下「発行手数料」という。）を知事に納付しなければならない。

2 知事は、前項の規定により納付された発行手数料を指定認証機関（法第三十四条第一項に規定する指定認証機関であつて、知事が同項に規定する認証事務を行わせることとしたものをいう。以下同じ。）に支払うものとする。

3 発行手数料の額は、指定認証機関が行う電子証明書の発行に係る電子計算機処理等に要する費用の額を基礎として、当該指定認証機関が定める。

(情報提供手数料)

第三条 法第十七条第四項に規定する署名検証者（以下「署名検証者」という。）は、法第十八条第一項の規定による保存期間に係る失効情報の提供（以下「保存期間に係る失効情報の提供」という。）又は同条第二項の規定による保存期間に係る失効情報ファイルの提供（以下「保存期間に係る失効情報ファイルの提供」という。）を受けるときは、法第三十四条第五項に規定する情報提供手数料（以下「情報提供手数料」という。）を指定認証機関に納付しなければならない。

2 情報提供手数料の額は、次に掲げる事項その他知事が必要と認める事項を考慮して、指定認証機関が定める。

- 一 保存期間に係る失効情報の提供に係る電子計算機処理等に要する費用
- 二 保存期間に係る失効情報ファイルの提供に係る電子計算機処理等に要する費用
- 三 保存期間に係る失効情報の提供又は保存期間に係る失効情報ファイルの提供を受けて署名検証者が行う業務の目的の公共性

(委任)

第四条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、法の施行の日から施行する。

山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例をここに公布する。
平成十五年十二月十九日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県条例第五十九号

山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第三条第一項及び第二項並びに第五条第一項、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十四条第六項、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十三条第一項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第四十二条並びに地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十八条第四項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期を定めた採用)

第二条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有

する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限つて従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

一 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

二 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

三 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

四 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(任期の更新)

第三条 任命権者は、前条第一項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)又は同条第二項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が五年に満たない場合にあつては、採用した日から五年を超えない範囲内において、あらかじめ当該職員の同意を得て、その任期を更新することができる。

(特定任期付職員の給与に関する特例)

第四条 特定任期付職員(地方公営企業法第十五条第一項に規定する企業職員である特定任期付職員)以下「特定任期付企業職員」という。)を除く。以下同じ。)には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
一	四〇四、〇〇〇円
二	四五七、〇〇〇円

三	五一四、〇〇〇円
四	五八五、〇〇〇円
五	六六八、〇〇〇円
六	七八一、〇〇〇円
七	九一三、〇〇〇円

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、特定任期付職員が従事する業務に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定する。

3 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、人事委員会規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

4 第二項の規定による号給の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

第五条 次に掲げる条例の規定は、特定任期付職員には適用しない。

一 山梨県職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第三十九号)第六条から第八条まで、第八条の四、第八条の五、第十一条から第十四条まで、第十四条の五、第十四条の六及び第三十三条の規定

二 山梨県学校職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第四十号)第五条から第六条まで、第七条の四、第八条、第十一条から第十三条の二まで、第十六条の七、第二十二條の四及び第二十二條の五の規定

三 山梨県警察職員給与条例(昭和二十九年山梨県条例第四十三号)第六条から第八条まで、第八条の四、第十一条から第十五条の二まで及び第三十一条の規定

2 特定任期付職員に対する山梨県職員給与条例第二十九条の二第一項、第三十二条第一項及び第三十三条の二第一項の規定の適用については、同条例第二十九条の二第一項中「第十一条の二第一項の人事委員会が指定する職にある者」とあるのは、「山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年山梨県条例第五十九号)第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条例第三十二条第一項中「百分の百四十」とあるのは、「百分の百六十」と、百分の百六十」とあるのは、「百分の百七十」と、同条例第三十三条の二第一項中「第十一条の二第一項の規定による人事委員会規則で指定する職にある者」とあるのは、「山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

3 特定任期付職員に対する山梨県学校職員給与条例第二十条の二第一項、第二十二條

第二項及び第二十二條の六第一項の規定の適用については、同條例第二十條の二第一項中「第十一條の二第一項の県人事委員会が指定する職にある者」とあるのは、「山梨県一般職の任期付職員を採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年山梨県条例第五十九号）第二條第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、同條例第二十二條第二項中「百分の百四十」とあるのは、「百分の百六十」と、「百分の百六十」とあるのは、「百分の百七十」と、同條例第二十二條の六第一項中「第十一條の二の規定に基づく人事委員会規則で指定する職にある者」とあるのは、「山梨県一般職の任期付職員を採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年山梨県条例第五十九号）第二條第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、同條例第三十條第一項及び第三十一條の二第一項の規定の適用については、同條例第二十六條の二第一項中「第十二條の二第一項の人事委員会が指定する職にある者」とあるのは、「山梨県一般職の任期付職員を採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年山梨県条例第五十九号）第二條第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、同條例第三十條第一項中「百分の百四十」とあるのは、「百分の百六十」と、「百分の百六十」とあるのは、「百分の百七十」と、同條例第三十一條の二第一項中「第十二條の二の規定に基づく人事委員会規則で指定する職にある者」とあるのは、「山梨県一般職の任期付職員を採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年山梨県条例第五十九号）第二條第一項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

4 特定任期付職員に対する山梨県警察職員給与条例第二十六條の二第一項、第三十條第一項及び第三十一條の二第一項の規定の適用については、同條例第二十六條の二第一項中「第十二條の二第一項の人事委員会が指定する職にある者」とあるのは、「山梨県一般職の任期付職員を採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年山梨県条例第五十九号）第二條第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、同條例第三十條第一項中「百分の百四十」とあるのは、「百分の百六十」と、「百分の百六十」とあるのは、「百分の百七十」と、同條例第三十一條の二第一項中「第十二條の二の規定に基づく人事委員会規則で指定する職にある者」とあるのは、「山梨県一般職の任期付職員を採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年山梨県条例第五十九号）第二條第一項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

（特定任期付企業職員の給与に関する特例）
第六條 特定任期付企業職員に対する山梨県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年山梨県条例第四十三号）第二條の規定の適用については、同条例中「昭和二十七年山梨県条例第三十九号」とあるのは、「昭和二十七年山梨県条例第三十九号」、山梨県一般職の任期付職員を採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年山梨県条例第五十九号）とする。

第七條 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

北杜市の設置に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。
平成十五年十二月十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第六十号

北杜市の設置に伴う関係条例の整備に関する条例
（山梨県建築基準法施行条例の一部改正）
第一条 山梨県建築基準法施行条例（昭和三十六年山梨県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三の項及び四の項中「北巨摩郡高根町」を「北杜市」に改める。
（山梨県立学校設置条例の一部改正）
第二条 山梨県立学校設置条例（昭和三十九年山梨県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

本則中「山梨県立北杜高等学校 山梨県北巨摩郡長坂町」を「山梨県立北杜高等学校 山梨県北杜市」に改める。

第三条 山梨県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年山梨県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。
別表第一一号の表塩川発電所の項中「北巨摩郡須玉町」を「北杜市」に改める。

別表第一第三号の表中 「 丘の公園
北巨摩郡高根町及び大泉村」 を 「 丘の公園
北杜市」 に改める。

（山梨県立八ヶ岳牧場の設置及び管理に関する条例の一部改正）
第四条 山梨県立八ヶ岳牧場の設置及び管理に関する条例（昭和四十三年山梨県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「北巨摩郡長坂町、大泉村及び小淵沢町」を「北杜市及び北巨摩郡小淵沢町」に改める。
（山梨県立少年自然の家設置及び管理条例の一部改正）
第五条 山梨県立少年自然の家設置及び管理条例（昭和四十八年山梨県条例第十号）の一部を次のように改正する。

「 位置 「 位置
第二条中 北巨摩郡高根町 を 北杜市 に改める。
甲府市 甲府市

（山梨県立農業大学の設置及び管理に関する条例の一部改正）
第六条 山梨県立農業大学の設置及び管理に関する条例（昭和五十九年山梨県条例第十号）の一部を次のように改正する。
第二条中「北巨摩郡長坂町及び双葉町」を「北杜市及び北巨摩郡双葉町」に改める。

(山梨県行政機関等の設置に関する条例の一部改正)

第七条 山梨県行政機関等の設置に関する条例(昭和六十年山梨県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表山梨県峡北地域振興局の項中「及び葎崎市」を「葎崎市及び北杜市」に改める。

第六条の表山梨県中央児童相談所の項中「及び南アルプス市」を「南アルプス市及び北杜市」に改める。

第八条の表山梨県葎崎保健所の項中「及び葎崎市」を「葎崎市及び北杜市」に改める。

第十一条の表山梨県西部家畜保健衛生所の項中「及び南アルプス市」を「南アルプス市及び北杜市」に改める。

第十三条の表山梨県北巨摩農業改良普及センターの項中「及び葎崎市」を「葎崎市及び北杜市」に改める。

(山梨県屋外広告物条例の一部改正)

第八条 山梨県屋外広告物条例(平成三年山梨県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一北巨摩郡の項中「須玉町 高根町 長坂町 小淵沢町」を「小淵沢町」に改める。

(山梨県立まきば公園設置及び管理条例の一部改正)

第九条 山梨県立まきば公園設置及び管理条例(平成六年山梨県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「北巨摩郡大泉村」を「北杜市」に改める。

(山梨県立八ヶ岳自然ふれあいセンター設置及び管理条例の一部改正)

第十条 山梨県立八ヶ岳自然ふれあいセンター設置及び管理条例(平成六年山梨県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「北巨摩郡大泉村及び高根町」を「北杜市」に改める。

(山梨県立フラワースタンプセンター設置及び管理条例の一部改正)

第十一条 山梨県立フラワースタンプセンター設置及び管理条例(平成十年山梨県条例第二号)の一部を次のように改正する。

附則

この条例は、平成十六年十一月一日から施行する。

山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十二月十九日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県条例第六十一号

山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山梨県の事務処理の特例に関する条例(平成十一年山梨県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第一条の表第三十一項の次に次の一項を加える。

三十一の二 山梨県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例(平成十五年山梨県条例第五十八号。以下この項において「条例」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの	各市町村
イ 条例第二条第一項の規定による発行手数料の徴収	
ロ 条例第一条第二項の規定による指定認証機関への発行手数料の支払	

附則

この条例は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年法律第五十三号)の施行の日から施行する。

山梨県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十二月十九日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県条例第六十二号

山梨県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(山梨県職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第一条 山梨県職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。

附則第二十五項中「同法第十五条に規定する」を「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第三十六号)附則第二条第一項の規定による解散前の」に改め、附則第二十六項中「第六条の規定にかかわらず」を削り、「百分の百十」を「百分の百四」に改め、附則第二十七項中「三十五年を超え三十八年以下」を「三十六年」に改め、附則第二十九項中「(平成十年法律第三十六号)」を削り、「引き続き日本鉄道建設公団」を「引き続き独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第八十号)附則第二条第一項の規定による解散

前の日本鉄道建設公団（以下「旧日本鉄道建設公団」という。）に、「引き続き日本鉄道建設公団」を、「引き続き旧日本鉄道建設公団」に、「及び日本鉄道建設公団」を、「及び旧日本鉄道建設公団」に、「又は日本鉄道建設公団」を、「又は旧日本鉄道建設公団」に改める。

（山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年山梨県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「第六条並びに」を削り、「百分の百十」を「百分の百四」に改め、附則第六項中「三十五年を超え三十八年以下」を「三十六年」に改め、附則第七項中「第五条の二及び第六条」を「及び第五条の二」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、附則第四項の規定は、平成十六年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成十六年四月一日から平成十六年九月三十日までの間における第一条の規定による改正後の山梨県職員の退職手当に関する条例附則第二十六項の規定の適用については、同項中「額は」とあるのは「額は、第六条の規定にかかわらず」と、「百分の百四」とあるのは「百分の百七」とする。

3 平成十六年四月一日から平成十六年九月三十日までの間における第二条の規定による改正後の山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第五項（同条例附則第六項又は第七項において例による場合を含む。）及び同条例附則第六項の規定の適用については、同条例附則第五項中「第五条の二まで及び」とあるのは「第五条の二まで及び第六条並びに」と、「百分の百四」とあるのは「百分の百七」と、同条例附則第六項中「三十六年」とあるのは「三十五年を超え三十七年以下」と、同条例附則第七項中「及び第五条の二」とあるのは「第五条の二及び第六条」とする。

4 当分の間、四十四年を超える期間勤続して退職した者で山梨県職員の退職手当に関する条例第四条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の額は、同条の規定にかかわらず、その者が同条例第五条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を三十五年として同条例附則第二十六項の規定の例により計算して得られる額とする。

5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会規則で定める。

山梨県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十五年十二月十九日

山梨県条例第六十三号

山梨県手数料条例の一部を改正する条例

山梨県手数料条例（平成十二年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。別表第一の十八の項を次のように改める。

十八 建設業法第二十七条の二十六 第一項の規定に基づく経営規模等 評価	経営規模等評価 手数料	八千円と二千三百円に評価に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額
-------------------------------------------	----------------	------------------------------------

別表第一の十八の項の次に次のように加える。

十八の二 建設業法第二十七条の二十九第一項の規定に基づく総合評 定値の通知	総合評定値通知 手数料	四百円と二百円に通知に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額
------------------------------------------	----------------	----------------------------------

別表第一の五十六の項の次に次のように加える。

五十六の二 貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十 一号）第三条第一項の規定に基づ く貸金業者の登録の申請に対する 審査	貸金業者登録申 請手数料	十五万円
五十六の三 貸金業の規制等に関する法律第三条第一項の規定に基づ く貸金業者の登録の更新の申請に 対する審査	貸金業者登録更 新申請手数料	十五万円

別表第一の三十二の項を次のように改める。

三十二 削除		
--------	--	--

別表第二の三十三の項中、「第二十七条の二十三第二項」を、「第二十七条の三十五第一項」に改め、同表の五十七の項金額の欄を次のように改める。

- イ 肥料取締法第四条第一項第七号に掲げる普通肥料 三万五千円
- ロ 肥料取締法第四条第二項に規定する普通肥料 一万八千円

別表第二の五十八の項金額の欄を次のように改める。

- イ 肥料取締法第四条第一項第七号に掲げる普通肥料 七千円
- ロ 肥料取締法第四条第二項に規定する普通肥料 三千六百元

別表第二の百十一の項中、「第三十一条の二第二項第十一号八」を、「第三十一条の二第二項第十二号八」に、「第六十二条の三第四項第十一号八」を、「第六十二条の三第四項第十二号八」に改め、同表の百十二の項中、「第三十一条の二第二項第十二号二」を、「第三十一条の二第二項第十三号二」に、「第六十二条の三第四項第十二号二」を、「第六十二条の三第四項第十三号二」に改め、同表の百十三の項中、「第十八条の五第十項又は第三十八条の五第八項」を、「第十八条の五第十一項又は第三十八条の五第九項」に改め、同表の百十四の項中、「第十八条の五第十一項第四号又は第三十八条の五第九項第四号」を、「第十八条の五第十二項第四号又は第三十八条の五第十項第四号」に改め、同表の百十五の項中、「第二十条の二第七項又は第三十八条の四第十七項」を、「第二十条の二第九項又は第三十八条の四第十九項」に改め、同表の百十六の項中、「第三十九条の七第十項」を、「第三十九条の七第九項」に改め、同表の百十七の項中、「第三十九条の七第十二項」を、「第三十九条の七第十一項」に改め、同表の百五十七の項及び百五十八の項を次のように改める。

百五十七	削除		
百五十八	削除		

別表第三中一の項を削り、二の項を一の項とし、三の項を二の項とし、四の項を三の項とする。

附則

この条例は、平成十六年一月一日から施行する。ただし、別表第一の十八の項の改正

規定、同項の次に十八の二の項を加える改正規定、別表第二の三十二の項及び三十三の項の改正規定並びに別表第三の改正規定は、同年三月一日から施行する。

山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十二月十九日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県条例第六十四号

山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例
山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料条例（平成十二年山梨県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

別表の五の項中、「第十四条第四項」を、「第十四条第六項」に改め、同表の六の項中「第十四条第五項」を、「第十四条第七項」に改め、同表の十一の項中、「第十四条の四第四項」を、「第十四条の四第六項」に改め、同表の十二の項中、「第十四条の四第五項」を「第十四条の四第七項」に改め、同表の十六の項中、「第十五条の二の四第一項」を「第十五条の二の五第一項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県食品衛生法施行条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十二月十九日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県条例第六十五号

山梨県食品衛生法施行条例等の一部を改正する条例
（山梨県食品衛生法施行条例の一部改正）

第一条 山梨県食品衛生法施行条例（平成十二年山梨県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中、「第十九条の十八第二項及び第二十條」を、「第五十条第二項及び第五十一条」に改める。

第四条第一項及び第五条第一項中、「第二十一条第一項」を、「第五十二条第一項」に改める。

第六条第一項中、「第十九条の十七」を、「第四十八条第一項」に改める。

第七条第一項中、「第二条第九項」を、「第四条第八項」に、「営業施設」を、「その営業施設」に改める。

第三条 山梨県手数料条例（平成十二年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二の百四の項中「と畜場法」を「と畜場法」に、「第三条第二項」を「第四条第二項」に改め、同表の百五の項中「と畜場法第三条第二項」を「と畜場法第四条第二項」に改め、同表の百六の項中「と畜場法第十条第一項」を「と畜場法第十四条第一項」に、「と殺」を「とせつ」に改める。

（山梨県一般と畜場の構造設備の基準に関する条例の一部改正）

第四条 山梨県一般と畜場の構造設備の基準に関する条例（平成十五年山梨県条例第五号）の一部を次のように改正する。

本則中「と畜場法施行令」を「と畜場法施行令」に改める。

附則

第一条の規定は食品衛生法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第五十五号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から、第二条から第四条までの規定は公布の日から施行する。

山梨県飼料検定条例及び山梨県総合農業試験場手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十二月十九日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県条例第六十六号

山梨県飼料検定条例及び山梨県総合農業試験場手数料条例の一部を改正する条例（山梨県飼料検定条例の一部改正）

第一条 山梨県飼料検定条例（昭和五十一年山梨県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四条第一項後段」を「第二十七条第一項後段」に改め、「生産された」の下に「同項前段の」を加える。

（山梨県総合農業試験場手数料条例の一部改正）

第二条 山梨県総合農業試験場手数料条例（昭和四十三年山梨県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表第七号中「第三条第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県流域下水道の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十二月十九日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県条例第六十七号

山梨県流域下水道の設置に関する条例の一部を改正する条例

山梨県流域下水道の設置に関する条例（昭和六十一年山梨県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第一条の表に次のように加える。

桂川流域下水道	富士吉田市	都留市	大月市	西桂町	上野原町
---------	-------	-----	-----	-----	------

附則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

山梨県風致地区条例及び山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十二月十九日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県条例第六十八号

山梨県風致地区条例及び山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

（山梨県風致地区条例の一部改正）

第一条 山梨県風致地区条例（昭和四十五年山梨県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「風致地区」の下に「のうち面積が十ヘクタール以上のもの」を、「第五十八条第一項」の下に「及び風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（昭和四十四年政令第三百十七号）」を加える。

第二条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、「知事」の下に「甲府市の区域においては甲府市長。以下同じ。」を加え、同項第二号中「変更」の下に「（以下「宅地の造成等」という。）」を加え、同項に次の一号を加える。

七 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。）又は再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源をいう。）の堆積（以下「土石等の堆積」という。）

第二条第二項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第十二号ロ(3)及び(5)中「土

地の形質の変更」を「宅地の造成等」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十一号の次に次の一号を加える。

十二 土石等の堆積で、その面積が十平方メートル以下であり、かつ、高さが一・五メートル以下であるもの

第二条第三項中「又は県」を「、県又は甲府市」に、「公園」を「独立行政法人」に改め、「行う行為」の下に「(甲府市の機関については、甲府市の区域で行う行為に限る。)」を加え、同項第一号を次のように改める。

一 独立行政法人都市再生機構

第二条第三項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 独立行政法人環境再生保全機構

第二条第三項中第九号を削り、第十号を第九号とする。

第四条第一項中「適合しない」を「適合する」に、「してはならない」を「する」に改め、同項第一号(八)を次のように改める。

(5) 建築物にあつては、敷地が造成された宅地又は埋立て若しくは干拓が行われた土地であるときは、木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の当該敷地の面積に対する割合が十パーセント以上であること。ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

第四条第一項第五号を次のように改める。

五 宅地の造成等については、次に該当するものであること。
イ 木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の宅地の造成等に係る土地の面積に対する割合が、十パーセント以上であること。ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。
ロ 宅地の造成等に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれがないこと。

八 一ヘクタールを超える宅地の造成等にあつては、次に掲げる行為を伴わないこと。

(1) 高さが三メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土。ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

(2) 都市の風致の維持上特に重要な森林で、あらかじめ知事が指定したものの伐採

二 一ヘクタール以下の宅地の造成等で八(一)に規定する切土又は盛土を伴うものにあつては、適切な植栽を行うものであること等により当該切土又は盛土により生ずるのりが当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調

和とならないものであること。

第四条第一項第八号中「変更後」を「当該変更後」に、「変更の行なわれる」を「当該変更の行われる建築物等の存する」に、「調和すること」を「著しく不調和でないこと」に改め、同項第九号を次のように改める。

九 水面の埋立て又は干拓については、次に該当するものであること。

イ 適切な植栽を行うものであること等により行為後の地貌が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。

ロ 当該行為に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれがないこと。

第四条第一項に次の一号を加える。

十 土石等の堆積については、堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれがないこと。

(山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第二条 山梨県の事務処理の特例に関する条例(平成十一年山梨県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の表第二十四項中「甲府市 身延町」を「身延町」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第一条中山梨県風致地区条例第二条第三項第一号の改正規定は、同年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、面積が十ヘクタール以上の風致地区内において現に第一条の規定による改正後の山梨県風致地区条例第二条第一項第七号の行為をしている者については、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から六月間は当該行為に係る許可を受けることを要しない。

3 この条例の施行の際現に第一条の規定による改正前の山梨県風致地区条例第二条第一項第一号、第二号又は第五号の許可の申請をしている者の当該申請に係る許可の基準については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際、第一条の規定による改正前の山梨県風致地区条例の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は現に知事に対してなされている申請その他の行為で、施行日以後においては甲府市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する第一条の規定による改正後の山梨県風致地区条例の適用については、甲府市長のした処分その他の行為又は甲府市長に対してなされている申請その他の行為とみなす。

山梨県知事等の給料の特例に関する条例をここに公布する。
平成十五年十二月十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第六十九号

山梨県知事等の給料の特例に関する条例

(知事及び副知事の給料の特例)

第一条 平成十六年一月一日から平成十七年十二月三十一日までの期間(以下「特例期間」という。)に係る知事及び副知事の給料月額は、山梨県知事、副知事の給料及び旅費条例(昭和二十六年山梨県条例第五十六号)別表の給料の表の規定にかかわらず、知事にあつては同表知事の項に定める給料月額から当該給料月額に百分の五を乗じて得た額を減じた額とし、副知事にあつては同表副知事の項に定める給料月額から当該給料月額に百分の三を乗じて得た額を減じた額とする。

(出納長の給料の特例)

第二条 特例期間に係る出納長の給料月額は、山梨県出納長の給料及び旅費条例(昭和二十三年山梨県条例第三十五号)第二条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に百分の三を乗じて得た額を減じた額とする。

(公営企業の管理者の給料の特例)

第三条 特例期間に係る公営企業の管理者の給料月額は、山梨県公営企業の管理者の給料及び旅費条例(昭和四十一年山梨県条例第四十四号)第一条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に百分の三を乗じて得た額を減じた額とする。

(教育長の給料の特例)

第四条 特例期間に係る教育長の給料月額は、山梨県教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和二十五年山梨県条例第六十九号)以下「教育長給与等条例」という。)第三条第一項の規定にかかわらず、同項に定める額から当該額に百分の三を乗じて得た額を減じた額とする。

(常勤監査委員の給料の特例)

第五条 特例期間に係る常勤監査委員の給料月額は、山梨県常勤監査委員の給料及び旅費条例(昭和三十四年山梨県条例第四十一号)第二条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に百分の三を乗じて得た額を減じた額とする。

(手当の額の算出の基礎となる給料月額)

第六条 次に掲げる手当の額の算出の基礎となる給料月額については、第一条から前条までの規定は、適用しない。
一 山梨県知事、副知事、出納長、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例(昭和二十七年山梨県条例第四十九号)第三条に規定

する期末手当の額

二 特別職の職員の退職手当に関する条例(昭和四十三年山梨県条例第十四号)第三条(教育長給与等条例第三条第二項において例による場合を含む。)に規定する退職手当の額

附則

この条例は、平成十六年一月一日から施行する。

山梨県議会議員の報酬の特例に関する条例をここに公布する。
平成十五年十二月十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第七十号

山梨県議会議員の報酬の特例に関する条例

1 平成十六年一月一日から平成十七年十二月三十一日までの期間に係る議長、副議長及び議員の報酬の月額、山梨県議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和三十一年山梨県条例第六十三号)以下「条例」という。(第一条の規定にかかわらず、議長にあつては同条に定める議長の報酬の月額から当該月額に百分の五を乗じて得た額を減じた額とし、副議長にあつては同条に定める副議長の報酬の月額から当該月額に百分の四を乗じて得た額を減じた額とし、議員にあつては同条に定める議員の報酬の月額から当該月額に百分の三を乗じて得た額を減じた額とする。

2 条例第五条第二項に規定する期末手当の額の算出の基礎となる報酬の月額については、前項の規定は、適用しない。

附則

この条例は、平成十六年一月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番